



報道発表

子育て世帯に対するフードパントリー事業の実施団体募集について

子どもの貧困対策の取り組みとして、新型コロナウイルス感染症等の影響により、生活困窮を抱えるひとり親家庭などの子育て世帯に対し、食料品や生活用品などの支給や無料相談支援を行う「フードパントリー事業」を実施します。

つきましては、下記のとおり実施する支援団体を募集します。

記

1 募集内容

実施期間	令和4年5月23日（月）から令和5年3月31日（金）までを事業の実施期間としますが、下表のとおり、前期・後期で契約を分け、それぞれ事業費の精算を行います。	
	前期	令和4年5月23日（月）～令和4年9月30日（金）
	後期	令和4年10月1日（土）～令和5年3月31日（金）
予算	前期・後期それぞれ上限額250万円（税込）	
事業対象経費	人件費、諸謝金（ボランティア謝礼、相談員謝礼等）、需用費（事務費、支給物品費等）、役務費（郵便料等通信費、保険料等）、賃借料（施設等使用料等）	
募集事業者数	実施期間を通して、困窮する子育て世帯からの相談に応じ、無料配付会による食料品等の支援のほか、世帯の状況に応じて行政等の相談窓口等につなぐことができる事業者を、3業者選定します。	

2 事業概要

- (1) 実施期間の前期・後期にそれぞれ2回以上、合計4回以上無料配付会（フードパントリー）を開催し、食料品等を配付する。【各回100セット程度の配付を想定】
 - ①無料配付会は事前予約制とし、世帯の状況を確認
 - ②ホームページ等による情報発信や、チラシによる開催を周知
 - ③配付する食料品や生活用品等の調達
 - ④無料配付会の準備、運営
 - ⑤配付世帯に対するアンケートの実施
- (2) 無料配付会に合わせて、無料の相談会の開催や支援情報の提供を行い、参加者を必要な支援につなげる。
- (3) 無料配付会の前後で、困窮する子育て世帯の求めに応じて、食料品等を配送等により緊急提供できる体制を整える。【各配付会の前後で20セット程度の支給を想定】



3 応募資格

応募できる団体は、市内に住所を有する又は市内で活動する法人又は5人以上で構成される市民団体です。

◇ただし、以下に該当する団体は対象外です。

- (1) 政治・宗教の活動を目的とする団体
- (2) 公の秩序に反する団体
- (3) 暴力団、暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が団員となっている団体

4 事業提案の応募〆切

令和4年5月11日（水） 午後5時必着

5 提出書類

- ① 事業提案書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 子どもの貧困対策の取り組み実績（様式第3号）
- ④ 事業予算書（様式第4号）
- ⑤ 申告書（様式第5号）
- ⑥ 業務予定表（様式第6号）
- ⑦ 会員名簿又は役員名簿
- ⑧ 団体の活動がわかるもの（規約、定款、活動実績が分かる資料等）

◆応募に関する詳細は、浜松市HPに掲載されている提案募集要領等をご確認ください。

浜松市公式HP ▶ 子育て・教育 ▶ 子育て・青少年・若者

- ▶ 子どもの未来サポート事業（子どもの貧困対策の取り組み）
- ▶ 子育て世帯に対するフードパントリー事業の実施団体募集について

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kosodate/r4jigyousyabosyuu.html>



6 本件に関するお問い合わせ先、書類提出先

応募書類は下記へ、郵送または持参にてご提出ください。

〒430-0933 浜松市中区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館5階

浜松市 こども家庭部 子育て支援課

電話：053-457-2792

Email: kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp